

仙台市農業委員会第93回総会議事録

○ 開催日時 令和7年12月26日（木曜日）午後1時30分から午後3時07分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

○ 出席委員 16人

会 長	1 番 赤間 敬		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員		4 番 阿部 康幸	5 番 大泉 権吾
	6 番 小野寺 潔	7 番 菊地 郁夫	8 番 熊谷 幸夫
	9 番 郷古 雅春	10 番 齋藤 清太	11 番 佐々木 功治
	12 番 柴田 市郎	13 番 庄子 みゆき	14 番 鈴木 可和
	15 番 高橋 勝彦	16 番 高山 真里子	17 番 中嶋 紀世生

○ 欠席委員 3人 3番 相原 元浩、18番 松原 菊男、19番 三浦 彰芳

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 あっせん会の報告

5 議 案

(1) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について

(2) 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について

(3) 第3号議案 農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定について

(4) 第4号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願の承認について

6 協 議

(1) 令和8年度農作業標準料金企画検討委員会（案）について

7 報 告

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

(3) 農地法第3条の3の規定（相続等）による届出について

(4) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知について

(5) 公共工事に伴う農地転用届出について

(6) 送電用電気工作物の敷地に供する農地転用届出について

(7) 売渡あっせん希望農地一覧表

(8) 仙台市農地賃借料情報について

(9) 農地の無断転用に対する通知について（案）

(10)地域計画変更に係る目標地区の素案作成について

(11)令和7年度第4回企画検討委員会会議報告

(12)事務局職員の任免（異動）について

8 その他

(1)会長報告

(2)令和7年度北海道・東北ブロック女性農業員・農地利用最適化推進委員研修会等報告

(3)令和7年度市内全域調査研修実施報告

(4)事務局からの連絡事項

○ 農業委員会事務局職員

事務局長	庄司 泰久	事務課長	櫻井 健二
振興係長	大越 聡	農地係長	伊藤 秀宣
振興係技師	山下 由理	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

1 開 会	開 会	(午後1時30分)
司会：振興係長	それでは、ただ今から仙台市農業委員会第93回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会赤間敬会長から、ごあいさつをお願いします。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：振興係長	ありがとうございました。 次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、赤間会長、よろしくお願ひいたします。	
議 長 (赤間会長)	本日は、3番 相原元浩 委員、18番 松原菊男 委員、19番 三浦彰芳 委員から欠席の届けがありました。19人中16人出席ですので、会議は成立しております。	
3 議事録署名 委員の指名 議 長	次に、議事録署名委員については、5番 大泉権吾 委員、6番 小野寺 潔 委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。	
議 長	議事に入る前に、あっせん会の報告を嶺岸若夫委員長からお願ひします。	
嶺岸若夫委員長 (あっせん事 業運営委員会	12月12日に開催した、あっせん会の結果を報告します。 当日は、2件のあっせんがありました。 1件目は、若林区荒井（前谷地の1筆）の農地で、売渡申出人は本人が、買受	

<p>委員長)</p>	<p>申出人は代理人が出席しました。あっせん委員は、農業委員から柴田市郎委員と庄子みゆき委員、農地利用最適化推進委員から渡邊健司推進委員が出席しました。あっせんの結果は成立し、あっせん調書に双方が署名捺印しています。なお代金の支払い時期と方法、農地法第3条許可申請の時期、所有権の移転登記手続き、固定資産税の負担方法、土地改良区賦課金の負担方法についても確認しました。</p> <p>2件目は、太白区四郎丸（昭和南の1筆）の農地で、売渡申出人は代理人が、買受申出人は本人が出席しました。あっせん委員は、農業委員から柴田市郎委員と庄子みゆき委員、農地利用最適化推進委員から今野友善推進委員が出席しました。あっせんの結果は成立し、あっせん調書に双方が署名捺印しています。なお代金の支払い時期と方法、農地法第3条許可申請の時期、所有権の移転登記手続き、固定資産税の負担方法、土地改良区賦課金の負担方法についても確認しました。</p> <p>以上で、あっせん会の報告を終わります。</p> <p style="text-align: right;">(午後1時40分)</p>
<p>議長</p>	<p>議案に入ります。</p> <p>第1号議案から第4号議案まで、調査委員会を第二調査委員会が担当し、12月18日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から口頭報告をいたします。</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。</p> <p>最初に、高橋委員長から調査の結果を報告願います。</p>
<p>高橋第二調査委員会委員長</p>	<p>第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、佐々木功治委員、小野寺潔委員、鈴木可和委員、私（高橋勝彦委員）の4名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、加藤隆推進委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が3件、贈与による農業承継が1件の合計4件です。調査の結果報告は、番号1番を鈴木可和委員から、番号2番と3番を小野寺潔委員から、番号4番を私（高橋勝彦委員）からします。</p> <p>番号1番は、口頭報告をします。</p>
<p>鈴木可和委員 (14番)</p>	<p>番号1番は、売買により規模拡大をするものです。取得する面積が大きいため、聞き取り調査を行っております。譲受人は現在、農地所有適格法人として耕うん機1台を所有し、役員2人で、80aの農地を耕作しております。農機具は、トラクター、田植機、収穫機、草刈機を購入して耕作していく予定です。12月16日に庄子亮一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許</p>

可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(6 番小野寺潔委員報告)

番号 2 番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター 2 台、耕うん機 1 台、田植機 1 台、収穫機 1 台を所有し、3 人で 595a の農地を耕作しております。12 月 17 日に二瓶均農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号 3 番は、贈与により農業承継をするものです。譲受人は現在、トラクター 1 台、耕うん機 1 台、田植機 1 台、収穫機 1 台を所有し、一人で 334 a の農地を耕作しています。12 月 13 日に鈴木卓農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(15 番高橋勝彦委員報告)

番号 4 番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター 4 台、田植機 1 台、収穫機 1 台を所有し、4 人で 978a の農地を耕作しております。なお、申請地には農地中間管理事業による賃借権が設定されておりましたので、農地法第 18 条第 6 項の通知（合意解約）が出ております。12 月 15 日に加藤隆農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第 1 号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等は、ございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第 1 号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後1時43分)</p>
議 長	<p>次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。高橋委員長から調査の結果を報告願います。</p>
高橋第二調査 委員会委員長	<p>第2号議案の調査結果について報告します。</p> <p>調査は、熊谷幸夫委員、阿部康幸委員、菊地郁夫委員、中嶋紀世生委員の4名で行いました。今回の申請は、駐車場に転用するものが2件、貸駐車場に転用するものが1件、太陽光発電パネル設置に転用するものが1件、作業ヤードに一時転用するものが1件、資材置場に一時転用するものが3件の合計8件です。調査の結果報告は、番号1番から3番を阿部康幸委員から、番号4番から6番を菊地郁夫委員から、番号7番と8番を中嶋紀世生委員からします。</p> <p>番号1番から3番は、口頭報告をします。</p>
阿部康幸委員 (4番)	<p>番号1番から3番は、関連がありますので一括して報告します。賃貸借により、公共工事の資材置場に一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがないことから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が田畑1,998㎡のうち527.43㎡を一時転用して、資材置場に209.58㎡、通路に317.85㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。一時転用の期間は、令和8年3月31日までです。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。</p>
	<p>(書面報告)</p> <p>(7番菊地郁夫委員報告)</p> <p>番号4番は、売買により駐車場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、医薬品販売業者が田968㎡を転用し、駐車場(29台)に424㎡、通路等に544㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するも</p>

のがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、売買により、貸駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、不動産業者が畑2,184㎡を転用し、駐車場(20台)に769㎡、通路等に1,415㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であり恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、売買により、駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、街区がある程度形成されていることから、第3種農地と判断しました。申請は、土木工事業者が畑387.38㎡を転用し、駐車場(15台)に225.00㎡、通路等に162.38㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であり恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(17番中嶋紀世生委員報告)

番号7番は、賃貸借により、公共工事の作業ヤードに一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。申請は、建設業者が田1,671㎡のうち1,399㎡を一時転用し、作業ヤードに利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。一時転用の期間は令和9年12月31日までです。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。仙台市岩切土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。また、農振農用地区域であることから、農林企画課から農用地区域の一時転用について、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが無い」旨の回答をいただいております。一時転用であることから農地転用の不許可の例外に該当します。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号8番は、売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。申請

地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が田 2,534 m²を転用し、太陽光発電パネル 142 枚に 384.39 m²、メンテナンススペースに 272.00 m²、法面に 218.00 m²、通路等に 1,659.61 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。なお、「仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例」による届出がされていることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議長

第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がなければ採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時47分)

議長

次に、第3号議案 農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定について を上程いたします。

高橋委員長から調査の結果を報告願います。

高橋第二調査
委員会委員長

第3号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、熊谷幸夫委員、阿部康幸委員、菊地郁夫委員、中嶋紀世生委員の4名で調査を行いました。今回の申請は、資材置場に一時転用していたものの事業計画変更承認を申請するものが1件です。調査の結果報告は、熊谷幸夫委員からします。

(書面報告)

(8番熊谷幸夫委員報告)

番号1番は、使用貸借権の設定により土砂置場に一時転用していましたが、工期の変更に伴い事業計画変更について承認申請がされたものです。申請地は、

都市計画区域外の農振農用地区域です。令和6年12月26日付け農地法第5条許可で市発注工事のための土砂置場に一時転用していましたが、市発注工事の遅延及び増工が発生し工期の延長が必要となったことから、一時転用の期間を令和7年12月31日までから令和8年3月31日までに変更するものです(3ヶ月間延長するもの)。事業面積に変更はなく、用途排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、承認相当と調査いたしました。

議長

第3号議案の調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がなければ採決します。

第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案 農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定については、承認と決定いたします。

(午後1時48分)

議長

次に、第4号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認についてを上程します。

高橋委員長から調査の結果を報告願います。

高橋第二調査
委員会委員長

第4号議案の調査結果について報告します。調査は、佐々木功治委員、小野寺潔委員、鈴木可和委員、私(高橋勝彦委員)の4名で行いました。今回の非農地証明願は、バス停留所兼バス回転場が5件です。調査の結果報告は、佐々木功治委員からします。

(書面報告)

(11番佐々木功治委員報告)

番号1番から5番については、関連がありますので一括して報告します。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。現況は、バス停留所兼バス回転場です。申請理由は、昭和48年頃から市バスの停留所に併設したバス回転場として使用され、現在に至ったものであり、長年雑種地として利用されていたことから非農地証明の申請がされたものです。確認資料である、登記事項証明書・契約書・固定資産税課税明細書・現地写真により、農地法施行後の人為

的改廃で、この事実行為から既に20年以上経過しており、再び農地として利用される可能性がなく、また実情及び実態が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたものに該当し、承認相当と調査しました。

議 長

第4号議案の調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

大泉権吾委員
(番号5番)

関連して質問よろしいでしょうか。今回の案件は、市バスの回転場ということで、仙台市が公共的な仕事をする上で必要な場所で使われていたんだと思うんですけど、他に同じような案件はないのでしょうか。

現在、市バスも廃線が増えてきている中で、今回のように不要となる場所も出てくると思います。使用されている時には恐らく分からないままなので、なかなか上がってこないけれども、廃線になって、回転場も不要になり、地権者に返すとなった時、初めて今回のような問題が出てきたと思います。市バスは他にも土地を借りていると思いますが、市の交通局では今回のような場所が無いか調査など、確認はしているのでしょうか。

事務局農地係長

土地収用法の対象となる事業であれば、転用許可は不要ですので、そもそもこういった非農地証明等は生じません。しかし、今回の市バスの回転場については、土地収用法の対象ではない事業でしたので、本来であれば地権者から借りる際に、許可を取るべきだった案件だったと思います。

他にも今回のような農地が使用されている事例はないのかと聞かれますと、事務局では、現時点で把握しておりません。過去には、学校用地で買収されたけれども、一部農地が残っており、廃校後に別の事業に使用する際に転用申請が出された事例も数年前にございました。このように一部残ってしまった、というような事例はあるかもしれませんが、事務局では把握しておりません。

議 長

その他にございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認については、承認と決定いたします。

(午後1時55分)

議 長	<p>続きまして、協議に入ります。</p> <p>(1)「令和8年度農作業標準料金企画検討委員会(案)について」を、阿部企画検討委員会委員長から説明願います。</p>
阿部企画検討委員会委員長	<p>— 協議 —</p> <p>(1)「令和8年度農作業標準料金企画検討委員会(案)について」</p>
議 長	<p>ご異議・ご意見等はございませんか。</p> <p>(異議・意見等なし)</p>
議 長	<p>異議がなければ、(1)「令和8年度農作業標準料金企画検討委員会(案)について」は、承認といたします。</p> <p>(午後2時06分)</p>
議 長	<p>続きまして、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。</p> <p>(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(7)売渡あっせん希望農地一覧表について までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。</p>
事務局農地係長	<p>それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。</p> <p>(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり8件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、2ページから17ページに記載のとおり87件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、18ページに記載のとおり7件の届出がありました。すべて遺産分割による相続となっており、事務局長専決により受理しております。(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)については、19ページに記載のとおり3件ありました。(5)公共工事に伴う農地転用届出については、20ページに記載のとおり1件ありました。(6)送電用電気工作物等の敷地等に供する農地転用届出については、21ページから22ページに記載のとおり2件ありました。(7)売渡あっせん希望農地一覧表については、あっせんで成立したものが2件ありましたので一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願いいたします。</p> <p>農地関連の報告事項は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項(1)から(7)までについて、ご質問等はございませんか。</p> <p>(質問等なし)</p>

議 長	質問がないようですので、次に、(8)「仙台市農地賃借料情報について」を、事務局から報告願います。
事務局農地係長	— 報告 — (8)「仙台市農地賃借料情報について」
議 長	報告事項(8)について、ご質問等はありませんか。 (質問等なし)
議 長	質問がないようですので、次に、(9)「農地の無断転用に対する通知について(案)」を、事務局から報告願います。
事務局農地係長	— 報告 — (9)「農地の無断転用に対する通知について(案)」
議 長	報告事項(9)について、ご質問等はありませんか。 (質問等なし)
議 長	質問がないようですので、次に、(10)「地域計画変更に係る目標地区の素案作成について」を、事務局から報告願います。
事務局農地係長	— 報告 — (10)「地域計画変更に係る目標地区の素案作成について」
議 長	報告事項(10)について、ご質問等はありませんか。 (質問等なし)
議 長	質問がないようですので、次に、(11)「令和7年度第4回企画検討委員会会議報告」を、阿部企画検討委員会委員長から報告願います。
阿部企画検討委員会委員長	— 報告 — (11)「令和7年度第4回企画検討委員会会議報告」
議 長	報告事項(11)について、ご質問等はありませんか。 (質問等なし)

議 長	質問がないようですので、次に、(12)「事務局職員の任免（異動）について」を、事務局から報告願います。
事務局事務課長	— 報告 — (12)「事務局職員の任免（異動）について」
議 長	報告事項(12)について、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。 (午後2時31分)
議 長	続きますので、その他に入ります。 (1)会長報告は、私（赤間 敬 会長）からいたします。 資料7 をお開き下さい。
会 長	— その他 — (1)「会長報告」
議 長	ご質問等はございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(2)「令和7年度北海道・東北ブロック女性農業員・農地利用最適化推進委員研修会等報告」を、事務局から説明願います。
事務局振興係	— その他 — (2)「令和7年度北海道・東北ブロック女性農業員・農地利用最適化推進委員研修会等報告」
議 長	ご質問等はございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(3)「市内全域調査研修実施報告」を、事務局から説明願います。
事務局農地係長	— その他 — (3)「市内全域調査研修実施報告」
議 長	ご質問等はございますか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、次に(4)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。

— その他 —

(4)「事務局からの連絡事項」

事務局長

事務局振興係

- 1 「農業委員等と市議会議員有志による意見交換会の開催について」
- 2 令和7年度農業委員会だよりコンクール審査結果について
- 3 令和8年1月～2月の予定表
- 4 支給明細書の配付について
- 5 2025年度版 農家相談の手引
- 6 農業委員・推進委員活動マニュアル
- 7 仙台市農業委員会だより (令和8年新年号)
- 8 他都市農業委員会だより (浜松市)

議 長

ここまでの説明について、ご質問等はありませんか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、その他について終了いたします。
他に何かございますか。
なければ、以上で議事の一切を終了いたします。

司会：振興係長

それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理者からお願いします。

嶺岸会長職務
代理者

以上をもちまして、仙台市農業委員会第93回総会を閉会します。

閉 会

(午後3時07分)